

## 特定商取引法・違反の訪問販売事業者に対する「業務停止命令」について

平成20年2月25日、広島県は、訪問販売で「アスファルト舗装工事」を行っていた事業者に対し、特定商取引法に基づき、「訪問販売業務」の「業務停止命令」を行いました。

### 1 対象事業者

- (1) 名 称 アステク工業（個人事業者）
- (2) 代表者 いりの つねやす  
入野常康
- (3) 所在地 広島市東区戸坂新町二丁目13番24号
- (4) 業務内容 土木工事業（「庭のアスファルト舗装工事」の訪問販売）

### 2 業務停止命令の内容

平成20年2月26日から平成20年8月25日まで（6か月間）、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 役務提供契約の締結について勧誘をすること。
- ② 役務提供契約の申込みを受けること。
- ③ 役務提供契約を締結すること。

### 3 違反内容

- (1) 債務履行の不当な遅延（特定商取引法第7条第1号に違反）

アステク工業は、訪問販売で契約した「庭のアスファルト舗装工事」を契約で定めた工事期限（1か月）を過ぎても完成させておらず、契約による債務の履行を不当に遅延させている。

- (2) 法定書面の不備（特定商取引法第5条第1項第1号に違反）

アステク工業は、訪問販売で契約した際、相手方に交付する必要がある書面に、必要事項を記載していない。

相手方に交付した書面に記載されていない事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業者の氏名（フルネームで記載されていない。）</li><li>○ クーリング・オフに関する事項</li></ul> |
|--|

### 4 「アステク工業」に関する苦情相談の状況

「前払いで工事代金の半額を受け取りながら、再三の督促にもかかわらず、工事期限（契約から1か月後）が過ぎても工事がされない。」という相談が大半。

平成19年中に、県内の消費生活センターに寄せられた相談は、40件。

## 5 事例

平成19年のある日、自宅の近くにいた消費者Aに事業者Xが声をかけてきた。

XはAに「私はこの地域で県道の舗装工事をしています。工事で余ったアスファルトを使うので、安い料分で庭の舗装工事ができます。」と話した。

AとXはAの自宅に行った。Xは庭を簡単に測量し、舗装工事代金の見積もりをし、「工事代金は〇〇万円です。工事の期限は1か月後の〇月〇日にさせていただきます。」と告げた。AはXと庭の舗装工事の契約を締結することにした。Xは見積書に必要事項を記入し、Aに手渡した。

見積書には、Xの氏名がフルネームで記載されておらず、クーリング・オフ事項も記載されていなかった。

Xは「工事の着手金として、今日、いくらか支払ってください。」と告げたので、Aは翌日、工事代金の半額をXに支払った。

その後、Aは1か月後の工事完了期限日まで待ったが、工事には誰もやって来なかった。

このため、Aは見積書に書いてあるXの固定電話やXの携帯電話に何度も電話をかけた。携帯電話にやっとながると、Xは「2、3日したら行きます。」と答えたが、実際には、工事には誰も来なかった。

再度、AはXの携帯電話に電話して督促したところ、作業員がやってきた。作業員は庭の舗装のための整地として、土を掘り、バラスを敷くまでの工事をした。

それ以降の工事が進まないのので、AはXに電話をして、「舗装工事はいつになりますか。」と尋ねた。Xは「もう、2、3日、待ってください。」と言ったが、2、3日たっても、工事には誰も来なかった。

これ以降も、舗装工事に誰もやって来ることはなく、庭は土が掘られてバラスがまかれたままの状態であった。

工事完了期限が過ぎてから約5か月が経過したある日、突然、XからAの自宅に電話があり、Xは「2、3日後に工事に行きます。」とAに告げた。

しかし、実際には、誰も工事に来ることはなかった。

また、この後も誰も工事に来ることはなかった。